

令和3年度 第1回 飯山市地域公共交通会議 顛末

令和3年5月26日（水）14時00分～15時15分
飯山市役所 4階 第1～4委員会室

委嘱状の交付（新型コロナウイルス感染防止のため机上交付）

1 開会（進行：総務部長）

2 会長あいさつ（市長）

人口減少が全国的に進んでいる中、公共交通の需要は減少しており、交通事業者の経営に影響が出ている。一方で高齢化も進んでおり、免許を返納した方の足の確保が課題となっている。

この会議は地域公共交通活性化法に基づく協議会として、新たなスタートを切った。この会議は市内の公共交通の状況を把握するとともに、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにし、公共交通計画を作成していく、ということを目指している。

飯山市としては日常の足だけでなく、新幹線飯山駅から降りた方の2次交通のより良い形について、この会議の中で検討していきたい。

※会長あいさつ終了後、事務局から会議の概要を規約に沿って説明

3 自己紹介

4 役員を選任（規約により会長が指名）

副会長： 轟 直希

（副会長）：私が公共交通に関わり始めた15年程前に、車内ヒアリングの目的でコミュニティバスに乗ったことがあったが、その時、バスの中がすごく漬物臭かった。

というのも、乗っている人は高齢者が多く、各家庭でつくった漬物を持ち寄っていたためだった。

コミュニティバスで温泉の入浴施設に集まって団らんする、というのがその地域の人々の生きがいになっており、そのニーズに即した形でダイヤが組まれている。

バスがなければ生きがいがなくなってしまう、というような暮らしをされている印象を受けた。

公共交通は、先ほどの市長のあいさつにもあるように非常に厳しい状況である。このような状況の中で、住民のニーズをしっかりとらえていく。飯山市の場合はさらには観光客も、というのがポイントだと思う。

国の制度が大きく変わってきている中、広域連合や貨客混載など、様々な取り組みが考えられるが、皆さんとしっかりと議論をしていきたい。

5 報告事項（進行：会長）

飯山市内の公共交通の現況について 資料 1
別紙、資料 1 を事務局が説明

質疑応答：特になし

6 協議事項（進行：会長）

(1) 飯山市地域公共交通計画の策定について 資料 2
別紙、資料 2 を事務局が説明

質疑応答

(委員) お願いが一つあります。乗り合いタクシーの乗り場（富倉大川線）について地元住民から耳にしたのだが、自宅から乗り場までおよそ 400～500 メートルあり、杖をついて歩いていくと 40～50 分かかる。

その他、雨降りなどでバス停まで行けずに、せっかく予約をしても断ったケースがあるとも聞いている。

バス停を増やすというよりも、Uターンできる場所までバスが来てほしい。

(会長) 今年度作成する公共交通計画について、1 年かけて、そのような現地での要望を聞きながら作っていきたいと思う。

(会長) 他にご意見等なければ、異議なしでよろしいか。＜異議なし＞

⇒承認

(2) 幹事会の設置について 資料 3
別紙、資料 3 を事務局が説明

質疑応答：特になし

(会長) 異議なしでよろしいか。＜異議なし＞

⇒承認

(3) 地域間幹線系統確保維持計画の承認について 資料 4
別紙、資料 4 を長電バス(株)が説明

質疑応答：特になし

(会長) 異議なしでよろしいか。〈異議なし〉

⇒承認

(4) 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認について 資料 5
別紙、資料 5 を事務局が説明

質疑応答：特になし

(会長) 異議なしでよろしいか。〈異議なし〉

⇒承認

※その他、全体を通しての意見

(委員) これからの議論にあたってどういう考え方でいけば良いのか。目的にある地域公共交通の活性化及び再生というのはどういう状態のことを言うのかお聞かせいただきたい。

具体的には、費用対効果をどう考えていくのか。どんどん走らせれば良いとするのか、費用の面をどれだけ考慮するのかをお聞かせいただきたい。

(会長) 先ほど事務局からも説明があったとおり、年間約 8,000 万円ぐらいの費用をかけてやっている。しかし、いま利用している皆様にとって、先ほど別の委員さんから話があったように、必ずしもベスト(の状態)ではない。

このような状況の中で今回、国の法律改正があって、より地域に根差し、利便性が高くなるような、もちろん経費の問題もあるが、新たな公共交通体系を考えるのが目的。

この後長野運輸支局の方から改正後の法律についての説明をいただきますが、どういった方法があるのか知恵を出して、より良い公共交通を考えていきたい。

7 その他

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」について

講師：北陸信越運輸局長野運輸支局 高澤 陽 様

- ・ 地域公共交通計画は、地域公共交通のマスタープランであり、全ての自治体において作成が必要。
- ・ 計画について国交相の認定を受けることで、地域公共交通特定事業（様々な法律上の特例措置を受けることができる）。
- ・ 計画のポイントは、①まちづくりや観光振興等との一体性の確保、②地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保、③地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ、④住民の協力を含む関係者の連携、そして⑤定量的な目標設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化 の5つ。
- ・ 地域間幹線系統の補助・フィーダー補助は、沿線自治体が公共交通計画を策定することが今後必要。（現在は経過措置期間）
- ・ 飯山市は作成までの期間が非常に短い中でいろいろなことをして行かなければならないが、こちらとしてもいろいろ支援していきたい。また皆様にもいろいろとご協力をいただきたい。

8 閉会 (15 : 15)